

ちまたで目にする



トレンド用語解説

クローズ就労

(ジャンル：人事)

クローズ就労とは、障害を持った人が、会社側に障害があることを開示せずに働くこと。逆に開示するのをオープン就労という。

障害のある人が、自身の障害について会社側に開示する義務は、法律上はない。そのため精神障害や発達障害といった見た目では分かりにくい障害の場合、開示せずに働くという選択肢もある。

クローズ就労のメリットは、本人が周囲からの偏見にさらされにくくなること。一方、デメリットは、周囲の人から配慮されるべき援助を受けられないこと。採用側は、開示・非開示の選択があることを理解して、本人の意向に沿う姿勢が必要となる。

とうけいきょう 2025 年 5 月号より

警備員スピリット

第3章 関係法令 第2節 憲法



7 社会権

国民の生存権、教育を受ける権利、勤労の権利、勤労者の団結権等を、一般に社会権と総称している。

社会権とは、自由権のように国民が国家権力を排除しようとするものではなく、社会構造の中で弱い立場にある人々が、自己の利益のために国の積極的行動を請求し得る権利であり、又は国がそれらの人々に対して積極的に活動することによって保障されるという性格を有するもので、積極的公権とも呼ばれる。

(1) 生存権

——参照条文（憲法）——

（生存権、国の社会的使命）

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第1項は人間としての生存権を保障したものである。

「健康で文化的な最低限度の生活」とは、「人間の尊厳にふさわしい生活」（世界人権宣言第23条第3項）を意味している。しかし、最低限度の生活について、その具体的程度を明らかにするのは困難であり、何を最低限度とするかは、法律によって初めて具体的な権利として認められるものである。

したがって、憲法に保障されている生存権の内容は、現実には国家がどう定めるかの政策にかかっているといえる。

第2項の「社会福祉」とは、国民の生活をできるだけ豊かにしめること、「社会保障」とは、国民の生存を公共扶助又は社会保険により確保すること、そして「公衆衛生」とは、国民の健康を保全し、増進することを意味している。

現在、生存権、国の社会的使命を保障するため、

生活保護法、厚生年金保険法、国民健康保険法、
国民年金法、児童福祉法、健康保険法、雇用保険法、
職業安定法、食品衛生法

など、極めて多くの立法措置が見られる。

全国警備業協会編集・発行「警備員教育教本」より

厚生労働省の労働安全衛生規則が一部改正になりました。どれだけ近年の気候変動が凄まじいかを物語っているように感じます。

編集後記

人の命に関わる暑さの中で、一日中外で働く現場の方々には頭が下がる一方です。さまざまな冷却グッズが出ていますが、そういったグッズはもちろん、定期的な水分補給や、いざという時の氷嚢なども携帯しておいた方がいいかもしれません。

具合が悪くなった時は、周りの人に声をかける事も大切です。迷惑がかかってしまうことに気が引けてしまう事もあるかもしれませんが、命より大事なものはありません。周囲と連携して暑い夏を乗り越えていきましょう。

■弊社対応エリア

急なご依頼にも一都三県、対応可能です。まずはお問合せください。



【東京都】

○千代田区 ○中央区 ○港区 ○新宿区
○文京区 ○台東区 ○墨田区 ○江東区
○品川区 ○目黒区 ○大田区 ○世田谷区
○渋谷区 ○中野区 ○杉並区 ○豊島区
○北区 ○荒川区 ○板橋区 ○練馬区
○足立区 ○葛飾区 ○江戸川区 ○三鷹市
○府中市 ○八王子市 ○立川市 ○武蔵野市
○昭島市 ○調布市 ○町田市 ○小金井市
○日野市 ○国立市 ○国分寺市 ○狛江市
○東大和市 ○武蔵村山市 ○多摩市 ○稲城市

■会社概要

社名	恒榮警備保障株式会社
所在地	東京都調布市布田3丁目55番地17
設立	平成3年11月
資本金	1200万円
代表取締役	今泉 紀
従業員	社員7名 警備員総数85名
業務内容	交通誘導業務
社員寮	中野寮、永山寮、 稲城寮、稲田堤寮、橋本寮
免許	東京都公安委員会認定第30001567号
加盟団体	全国警備業協会加盟 東京都警備業協会加盟 多摩地区警備業連絡協議会加盟 (令和7年6月現在)

交通誘導のプロ集団

恒榮警備保障株式会社

東京都調布市布田3丁目55番地17
TEL.042-487-5881(代) FAX.042-443-0366
<http://www.kouei-corp.jp/>

KOUEI 通信

ALWAYS We Provide the Best Service with the Best Mind.

2025年
夏

Vol.41



道路交通誘導中の主な事故事例と原因

道路交通誘導は常に危険が隣り合わせの職業であります。毎年、痛ましい事故が全国で起きております。今回は、その事故事例と原因を一部ご紹介させていただきます。安全に業務を行うためにも、事故事例のパターンと原因を把握し、無事故を目指してまいります。

パターン① 信号と異なる指示による事故

警備員が信号機の表示と異なる指示を出した結果、ドライバーが誤って進行し、他の車両と衝突する事故が発生しました。この場合、警備員の指示よりも信号機の表示が優先されるため、ドライバーの過失が大きく問われました。



パターン② 誘導の誤解による事故

片側交互通行の現場で、警備員が掲げた白旗をドライバーが自分への進行指示と誤解し、赤信号にもかかわらず進行して事故を起こしたケースがあります。この場合、ドライバーの信号無視が主な原因とされました。



パターン③ 後退誘導時の接触事故

車両の後退を誘導する際、死角の確認不足により、後方の障害物や歩行者と接触する事故が報告されています。複数人での確認体制や明確な合図が求められます。

パターン④ 歩行者との接触事故

歩行者と車両の動線が明確に分離されていない現場で、誘導ミスにより歩行者と車両が接触する事故が発生しています。明確な区域設定と誘導計画が重要です。



事故防止のための対策

- **事前の現場確認** 危険箇所の特定や誘導計画の打ち合わせ、緊急時の退避場所の確認を行う。
- **明確なコミュニケーション** 警備員同士や作業員、運転者との情報共有を徹底する。
- **適切な装備の使用** 視認性の高い装備や正常に機能する誘導灯、適切な合図用具を使用する。
- **天候・時間帯別の対策** 雨天時や夜間には視認性確保の強化やスリップ防止措置、反射材の活用などを行う。

これらの対策を適切に実施することで、交通誘導時の事故リスクを大幅に低減することができます。警備員一人一人が高い安全意識を持ち、チーム全体で事故防止に取り組むことが重要です。

事業者の熱中症対策が義務化されます!!!

熱中症の恐れがある労働者を早期に発見し、その状況に応じて適切に対処して熱中症の重篤化を防止するために以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制の整備及び関係作業員への周知

報告を受けるだけではなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

「WBGT(暑さ指数)28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。



労働安全衛生規則 改正（新設）部分（厚生労働省令第57号）
（熱中症を生ずるおそれのある作業）

第612条の2

- 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。
- 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。